

# 社会福祉法人 やまゆり福祉会 定款施行細則

## 第1章 総 則

### (根拠)

第1条 この社会福祉法人やまゆり福祉会定款施行細則（以下「細則」という。）は、社会福祉法人やまゆり福祉会定款（以下「定款」という。）第43条の規定により法人の運営及び業務執行について定めたものである。

### (目的)

第2条 この細則は、法人の日常業務運営並びに法人の経営にかかる障害者支援施設等の業務運営に関し、評議員会及び理事会における決定事項並びに理事長、法人本部長、事務局長及び施設長並びに事務課長、支援課長及びサービス管理責任者の職務権限を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

### (業務の決定と職務権限)

第3条 定款第11条の規定による評議員会の決定事項及び定款第26条の規定による理事会の決定事項については、別表1のとおりとする。

2 定款第26条ただし書きに基づく理事長の職務権限（専決事項）、法人本部長、事務局長及び施設長並びに事務課長、支援課長及びサービス管理責任者の職務権限（専決事項）については、別表2のとおりとする。

3 規則、規程等の改廃に係る議決及び専決分掌については、別表3のとおりとする。

### (職務の代理)

第4条 定款第19条第4項の規定による理事長に事故あるときは、別に規定がある場合を除き下記の順序により順次理事長の職務を代理する。なお、職務代理者については、任期毎に理事長が指名することとする。

順 位	職 務 代 理 者
第1順位	小林昭代 理事
第2順位	尾崎正幸 理事

## 第2章 評議員会

（評議員会の開催及び招集）

第5条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に開催するほか、3月（事業計画及び予算の審議）及び必要がある場合に開催する。

2 理事長は、評議員会を招集しようとするときは、理事会の決議によって次の事項を定め、1週間前までに評議員に通知しなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 評議員会の議案の概要

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。その場合、理事長は、遅滞なく評議員会を招集する。

4 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、八王子市長の許可を得て評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

5 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第2項各号に掲げる事項を定めなければならない。

（理事及び監事の出席）

第6条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

（出席の有無）

第7条 評議員は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ理事長に届け出なければならない。

（議長）

第8条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から互選により選出する。

2 評議員会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

（表決の方法）

第9条 評議員会における表決の方法は、挙手による。

2 議長は、異議がないと認めたときは、これを確認し、表決の手続をとらないで可決したものとして、その旨を宣言することができる。

#### （評議員提案権）

第 10 条 評議員は、理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。ただし、その請求は、評議員会の日の 4 週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

3 前 2 項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の十分の一以上の賛成が得られなかった日から 3 年を経過していない場合は、この限りではない。

#### （議長の議決権）

第 11 条 評議員会における単純多数決（定款第 14 条第 2 項による過半数決定）要件の議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。

2 評議員会における特別多数決（定款第 14 条第 3 項による 3 分の 2 以上で決定）要件の議案については、議長は最初から議決権を行使するものとする。

#### （理事等の説明義務）

第 12 条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合（次に掲げる場合を除く。）

ア 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を通知したのが、評議員会の日の日より相当の期間前である場合

イ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

(2) 当該事項について説明をすることにより当法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

(3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

#### （議事録）

第13条 評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 通常の評議員会にかかる記載事項

- ア 開催の日時及び場所
- イ 出席した評議員、理事及び監事の氏名
- ウ 評議員総数（定数）
- エ 議長及び議事録署名人（2名）の氏名
- オ 議事及びその経過の要領並びに結果
- カ 決議を要する事項について、特別の利害関係を有する評議員があるときの当該評議員の氏名
- キ 次の意見又は発言があったときは、その意見又は発言の内容
  - (ア) 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
  - (イ) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
  - (ウ) 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認め、評議員会に報告したとき
  - (エ) 監事が、監事の報酬等についての意見を述べたとき
- ク 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印並びにその年月日

(2) 定款第14条第5項の規定により、評議員会の決議の省略があった場合の記載事項

- ア 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- イ アの事項の提案をした者の氏名
- ウ 評議員会の決議があったものとみなされた年月日
- エ 議長及び議事録署名人の氏名

2 議事録は、評議員会の日から10年間事務所に備え置かなければならない。

（欠席評議員への報告）

第14条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に評議員会議事録を21日以内に送付するものとする。

### 第3章 理事会

（理事会の開催及び招集）

第15条 理事会は、定期評議員会開催日の少なくとも2週間前までに開催するほか、それ以外の評議員会開催日の1週間前及び必要がある場合に開催する。

2 理事長は、理事会を招集しようとするときは、理事会の日の原則として1週間前までに開催の日時、場所及び付議事項を理事及び監事に通知しなければならない。

- 3 理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 監事は、必要があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(出席の有無)

第16条 理事及び監事は、会議の招集の通知を受けたときは、その出欠の有無をあらかじめ理事長に届け出なければならない。

(議長)

第17条 理事会の議長は、その理事会に出席した理事の中から互選により選出する。

- 2 理事会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(表決の方法)

第18条 理事会における表決の方法は、挙手による。

- 2 議長は、異議がないと認めたときは、これを確認し、表決の手続をとらないで可決したものとして、その旨を宣言することができる。

(議長の議決権)

第19条 理事会における議長の議決権は、可否同数のときにのみ行使する。

- 2 理事会における特別多数決（3分の2以上で決定）要件の議案については、議長は最初から議決権行使するものとする。

(理事による利益相反取引等の制限)

第20条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために当法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき
  - (2) 理事が自己又は第三者のために当法人と取引をしようとするとき
  - (3) 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、当法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき
- 2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

（利益相反取引等の報告）

第 21 条 理事が前条第 1 項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

（議事録）

第 22 条 理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 通常の理事会にかかる記載事項
  - ア 開催の日時及び場所
  - イ 理事長以外の出席した理事の氏名
  - ウ 理事総数（定数）
  - エ 議長の氏名
  - オ 議事及びその経過の要領並びに結果
  - カ 決議をする事項について、特別の利害関係を有する理事があるときの当該理事の氏名
  - キ 理事会の招集が次に掲げるいずれかに該当するときはその旨
    - (ア) 理事の請求を受けて招集されたもの
    - (イ) 理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
    - (ウ) 監事の請求を受けて招集されたもの
    - (エ) 監事が招集したもの
  - ク 次の意見又は発言があったときは、その意見又は発言の内容
    - (ア) 競業及び利益相反取引の制限にかかる取引についての報告
    - (イ) 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
    - (ウ) 理事会で述べられた監事の意見
- (2) 定款第 28 条第 3 項の規定により、理事会の決議の省略があった場合の記載事項
  - ア 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - イ アの事項の提案をした者の氏名
  - ウ 理事会の決議があったものとみなされた年月日

- 工 出席した理事長及び監事の氏名
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 議事録は、理事会の日から 10 年間事務所に備え置かなければならない。

(欠席理事への報告)

第 23 条 理事長は、理事会に欠席した理事に理事会議事録を 21 日以内に送付するものとする。

#### 第 4 章 監 事

(監事の選任議案)

第 24 条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(理事会への出席義務)

第 25 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事への報告義務)

第 26 条 監事は、以下の各号に該当する事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告しなければならない。

- (1) 理事が不正の行為をしたとき
- (2) 理事が不正の行為をするおそれがあると認めるとき
- (3) 法令・定款に違反する事実があるとき
- (4) 著しく不当な事実があるとき

- 2 監事は、前項各号に該当する事案がある場合には理事に対して理事会の招集を請求できる。ただし、請求を行った日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(評議員会への報告義務)

第 27 条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない。

## 第5章 評議員及び役員の選任、欠員補充等

### （評議員・役員選任）

第28条 評議員の任期満了に際して、新評議員の選任は評議員選任・解任委員会においてこれを行うものとする。

- 2 前項にかかる選任方法は、別に定める「評議員選任・解任委員会運営細則」による。
- 3 役員の任期満了に際して、新役員の選任は評議員会の決議によってこれを行うものとする。
- 4 評議員・役員の就任を受諾する者は、就任承諾書を理事長に提出するものとする。

### （辞任届の提出）

第29条 評議員及び役員が任期前に辞任しようとするときは、理事長に辞任届を提出するものとする。

### （評議員・役員の欠員補充）

第30条 前条により評議員・役員に欠員が生じた場合は、直ちに補充選任を行うものとする。

## 第6章 評議員及び役員の解任

### （評議員・役員の解任）

第31条 評議員の解任は、評議員選任・解任委員会においてこれを決定する。

- 2 理事の解任は、評議員会において、議決に加わることのできない評議員を除く過半数の出席者数の過半数の同意を要件とする。
- 3 監事の解任は、評議員会において、議決に加わることのできない評議員を除く評議員総数（現在数）の3分の2以上の同意を要件とする。

## 第7章 その他

### （重要な職員）

第32条 定款第24条第2項に定める重要な職員とは、課長職以上の管理職員とし、理事会において選任及び解任を行う。

### （事業計画及び予算執行の特例）

第33条 特別の事情により、年度開始前に次年度の事業計画及び予算が議決されな

かったときは、これが議決されるまでの間、理事長は前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、次の評議員会及び理事会にその状況を報告しなければならない。

（秘密の保持）

第34条 法人の評議員・役員、評議員選任・解任委員会の委員又はこれらの職にあつた者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏えいし、又は不当な目的のために利用してはならない。

（改 正）

第35条 本細則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年9月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年1月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、やまゆり福祉会評議員会において定款第10条第1号の規定に基づき、理事坂本靜恵氏の後任理事として尾崎正幸氏が就任した日から施行する。

附 則

この定款の施行日については、社会福祉法第45条第2項に基づき八王子市長の定款変更の認可日をもって施行日とする。（令和6年11月1日認可）

附 則

この細則は、令和6年11月21日から施行する。

別表1（第3条第1項関係）

## 評議員会・理事会要議決事項一覧

議 決 事 項	評議員会要議決		理事会要議決	
	過半数	2/3以上	過半数	2/3以上
予算、補正予算、事業計画	○			○
予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄	○			○
重要な財産の処分及び譲受け、多額の借財	○ 基本財産 の処分			○
決算（計算書類、事業報告、財産目録） ※事業報告については、理事会のみ要議決事項	○		○	
評議員会の日時、場所及び議案の決定			○	
理事長の選定及び解職			○	
理事及び監事の選任	○			
理事及び監事の解任	○ 理事	○ 監事		
役員報酬等基準	○			
理事、監事の報酬等の決議	○			
施設長及び重要な役割を担う職員の選任及び解職			○	
重要な組織の設置、変更及び廃止			○	
定款の変更		○		
解散の決議		○		
合併の承認（吸収・新設）		○		
残余財産の帰属	○			
理事等の責任の免除（一部の免除）		○	○	
理事等の責任の免除（すべての免除）	総評議員の同意			
社会福祉充実計画の承認、変更	○			
社会福祉事業に係る許認可、寄付金の募集その他 の所轄庁の認可を受ける事項			○	
定款細則、経理規程等法人の運営に関する規則・ 規程等の制定及び変更			○	
その他法人の業務に関する重要事項			○	

注 1 過半数の決議とは、出席者数（特別の利害関係を有する者を除く。）の過半数の

ことであり、2/3以上の決議とは、評議員又は理事それぞれの現在数（特別の利害関係を有する者を除く。）の2/3以上による決議のことである。

注2 評議員会決議事項中、「総評議員」とは、定款上の定数や評議員の出席者数ではなく、現在数のことである。

別表2（第3条第2項関係）

専決事項一覧

専決者 事 案		理事長	法人本部長	事務局長	施設長	事務課長	支援課長	備考
法人一般・人事に関する事案								
1	法人業務の基礎的事項	○						
2	理事会及び評議員会の招集及び 議案調製にすること	○						
3	規則、規程等の制定・改廃	○						別表3参照
4	予算の編成及び決算の調製に關 すること	○						
5	予算の流用、予備費の支出	○						
6	設備資金の借入に係る契約で予 算の範囲内のもの	○						多額の事案は 理事会付議
7	公示、公告にすること	○						
8	訴訟にすること	○						注1
9	法人の組織及び権限にすること	○	(○)	(○)	(○)			重要な事案 を除く 注2
10	利用者入所判定基準の策定	○						

事 案	専決者	理事長	法人本部長	事務局長	施設長	事務課長	支援課長	備考
11 入所利用者の決定					○			
12 苦情対応規程に基づく第三者委員の選任	○							
13 職員の採用に関すること	○	(○)	(○)	(○)				施設長等を除く 注2
14 職員の人事配置に関すること	○	(○)	(○)	(○)				注2
15 有期契約職員の採用に関すること	○	(○)	(○)	(○)				注2
16 職員の休暇・欠勤・職務免除等に関すること	法人本部長 ○	施設長、 事務局長 ○	事務課長 ○	支援課長 ○	所属職員 ○	所属職員 ○		
17 時間外勤務命令及び旅行命令に関すること	法人本部長 ○	施設長、 事務局長 ○	事務課長 ○	支援課長 ○	所属職員 ○	所属職員 ○		
18 職員の初任給に関すること	法人本部長 ○	管理職 ○			所属職員 ○	所属職員 ○		
19 職員の昇給・昇格基準の決定	○	(○)	(○)	(○)				注2
20 職員の昇給者・昇格者の決定		○	(○)	(○)				注2
21 休職、復職、退職、育児・介護休業等に関すること	○	(○)	(○)	(○)				注2
22 職員の表彰、制裁、解雇に関すること	○	(○)	(○)	(○)				注2

事 案		専決者	理事長	法人本部長	事務局長	施設長	事務課長	支援課長	備考
23	職員の人事記録及び身分証明書に関すること						所属職員 ○	所属職員 ○	
24	職員の諸手当に関すること						所属職員 ○	所属職員 ○	
25	職員健康診断の実施に関すること						所属職員 ○	所属職員 ○	
26	被覆貸与等に関すること						所属職員 ○	所属職員 ○	
27	利用者の日常の処遇に関すること				○				* 1
28	利用者の預り金等の日常の管理に関すること				○				* 1
29	薬品、給食材料の処分に関すること					○			
30	自動車の運行管理に関すること						○		
31	官公庁に対する軽易な許認可申請、届出及び減免申請		○	軽易なもの ○	軽易なもの ○				
32	職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること						所属職員 ○	所属職員 ○	
33	職員の研修に関すること		管理職 ○				所属職員 ○	所属職員 ○	
34	諸証明に関すること						所属職員 ○	所属職員 ○	

専決者 事 案		理事長	法人本部長	事務局長	施設長	事務課長	支援課長	備考
35	金融機関を指定すること	○						
	収 入 事 案							
36	介護報酬・支援給付費・運営費・措置費等の収入に関すること			○	○			
37	過誤納金の充当又は還付に関すること			○	○			
38	繰越金及び繰入金の収入に関すること	○						
39	受贈の承認・寄附に関すること	50万円以上 ○	10万円以上 ○	○	○			
40	その他の収入に関すること			○	○			
	支 出 事 案							
41	固定資産(土地・建物を除く。)、物品等の購入(No.43を除く。)及び売却又は廃棄に関すること	1,000万円 以下 ○	300万円 未満 ○	50万円 未満 ○	50万円 未満 ○			
42	報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関すること					○	○	
43	日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入					○	○	
44	建設工事等の請負契約又は委託契約に関すること	1,000万円 以下 ○	300万円 未満 ○	50万円 未満 ○	50万円 未満 ○			
45	緊急を要する物品の購入 (災害、故障、保守管理に限定)	1,000万円 以下 ○	500万円 未満 ○	50万円 未満 ○	50万円 未満 ○			

(備考)

\* 1 №.27、28は、サービス管理者の専決事項とする。

注 1 理事長専決事項であっても、法人運営に重大な影響があるものは除く。

注 2 理事長又は法人本部長の専決事項であっても、(○) があるものは該当者との協議事項とする。

注 3 理事長専決事項については、執行後の直近に開催される理事会に報告するものとする。

注 4 本表による決議事項と諸規程とが競合する場合は、本表による決定事項が優先するものとする。

注 5 収入及び支出に関する事案のうち、専決金額の範囲内であっても法人運営に重大な影響がある者については、理事長は専決せず理事会に諮るものとする。

注 6 請負又は委託については、専決事項に該当しても経理規程に基づき、競争入札又は随意契約等を履行し、金額に応じて理事会に諮るものとする。

別表3（第3条第3項関係）

## 規則・規程等の改廃に関する議決分掌表

規則・規程の名称	理事会の議決	評議員会の議決	理事長専決
定款施行細則	○		
経理規程	○		
評議員選任・解任委員会運営細則	○		
役員及び評議員の報酬等に関する規程		○	
給与規程	○		
常用職員就業規則	○		
有期契約職員就業規則	○		
再雇用職員就業規則	○		
再雇用職員給与規程（常勤用）	○		
再雇用職員短時間職員給与規程	○		
組織規程	○		
職員人事考課規程			○
育児休業等に関する規則	○		
介護休業等に関する規則	○		
職員の職務専念義務免除規程			○
職員の兼業等事務取扱規程			○
旅費規程	○		
慶弔見舞金規程	○		
文書管理規程			○
文書保存規程			○
印章取扱規程			○
被服貸与規程			○
事業用自動車管理規程			○
苦情対応規程	○		
情報公開・開示規程	○		
リスクマネジメント実施規程	○		
八王子美山学園利用者権利擁護規程	○		
職員宿舎管理規程	○		

規則・規程の名称	理事会の議決	評議員会の議決	理事長専決
八王子美山学園障害者支援施設 事業運営規程	○		
八王子美山学園短期入所事業運 営規程	○		
八王子美山学園共同生活事業運 営規程	○		
年次有給休暇の積立保存制度規程			○
有期契約職員退職金給付規則	○		
役員・評議員表彰規程	○		
資金運用規程	○		
虐待防止対応規程	○		
身体拘束対応規程	○		
個人情報保護規程	○		
特定個人情報取扱規程	○		
八王子美山学園生活介護事業工賃規程	○		
ハラスメント防止規程	○		
ハラスメント防止に関する苦情 対応委員会規程			○
労働安全衛生管理規程			○
労働衛生委員会規程			○
評議員選任・解任委員会委員の 報酬等に関する支給基準	○		